

食品衛生基準審議会規程（令和6年4月10日食品衛生基準審議会決定）

一部改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
第1条～第4条（略） （部会の設置） 第5条 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務を、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		第1条～第4条（略） （部会の設置） 第5条 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務を、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
名称	所掌事務	名称	所掌事務
食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会	食品の規格又は基準（農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準を除く。）並びに食品等における伝達性海綿状脳症に係る規格又は基準の設定等に関する調査審議	食品規格部会	食品（動物性食品を除く。）の規格又は基準の設定等に関する調査審議
（削除）	（削除）	乳肉水産食品部会	動物性食品の規格又は基準（農薬、動物等医薬品、飼料添加物の残留基準を除く）の設定に関する調査審議
添加物部会	添加物の指定及び規格又は基準の設定に関する調査審議	添加物部会	添加物の指定及び規格又は基準の設定に関する調査審議
農薬・動物用医薬品部会	食品の規格又は基準のうち、農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準の設定等に関する調査審議	農薬・動物用医薬品部会	食品の規格又は基準のうち、農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準の設定等に関する調査審議
器具・容器包装部会	器具・容器包装、おもちゃ及び洗剤の規格又は基準の設定に関する	器具・容器包装部会	器具・容器包装、おもちゃ及び洗剤の規格又は基準の設定に関する

	調査審議
新開発食品調査部会	指定成分等含有食品等、組換え DNA 技術応用食品等及び新たな技術により製造又は加工された食品等の規格又は基準の設定に関する調査審議
放射性物質対策部会	食品における放射性物質に係る規格又は基準の設定等に関する調査審議
(削除)	(削除)

第6条～第11条 (略)

	調査審議
新開発食品調査部会	指定成分等含有食品等、組換え DNA 技術応用食品等及び新たな技術により製造又は加工された食品等の規格又は基準の設定に関する調査審議
放射性物質対策部会	食品における放射性物質に係る規格又は基準の設定等に関する調査審議
<u>伝達性海綿状脳症対策部会</u>	<u>食品等における伝達性海綿状脳症に係る規格又は基準の設定等に関する調査審議</u>

第6条～第11条 (略)